

## 第6期新座市障がい福祉計画及び第2期新座市障がい児福祉計画に対する意見

| 番号 | 項目    | ページ | 意見の要旨  | 意見に対する考え方（事務局案）  |
|----|-------|-----|--|--|
| 1  | 第1節 1 | 10  | 福祉施設の入所者の地域生活への移行<br>地域生活移行が進めない原因を障がいのせいにしてしている表現はおかしい。地域移行が進まないのは支援体制や環境整備の不足と考えるべきであろう。   | 地域生活における支援体制の整備強化と併せ、福祉施設等職員と相談支援専門員等の関係機関が連携の強化に努めます。本項目は素案のままとします。         |
| 2  | 第1節 1 | 10  | 福祉施設の入所者の地域生活への移行<br>精神障がい者に限定せず、全ての障がい者の課題として取り組んでほしい。  | 福祉施設の入所者の地域生活への移行については、精神障がい者に限定しているものではありません。本項目は素案のままとします。                 |
| 3  | 第1節 2 | 11  | 地域生活支援拠点等が有する機能の充実<br>●市の状況だけでなく、先進地の状況も是非把握して欲しい。<br>●1か所確保する予定の地域生活支援拠点のイメージは。<br>●体験の機会の提供とあるが、福祉の里の自立生活体験室は機能しているのか。自立生活体験事業の制度化等は考えているのか。 | 優先度の高い事業であるため、早急に具体的な取組等の検討を進めてまいります。<br>頂いた御意見につきましては、検討していく際の参考にさせていただきます。 |
| 4  | 第1節 4 | 14  | 就労支援センター事業の充実<br>「就労を希望する障がい者を対象」とあるが、学校卒業後福祉施設に閉ざされている重度障がい者の社会参加としての就労（職場参加）という当初の障がい者就労支援センターの理念はどうなっているのか。                                 | 「就労を希望する障がい者を対象」を「就労に支援を必要とする全ての障がい者を対象」に改めます。                               |

## 第6期新座市障がい福祉計画及び第2期新座市障がい児福祉計画に対する意見

| 番号 | 項目    | ページ | 意見の要旨   | 意見に対する考え方（事務局案）  |
|----|-------|-----|---|--|
| 5  | 第1節 4 | 14  | <p><b>就労支援センター事業の充実</b><br/>           障がい者就労支援センター設立の根拠となった平成10年にまとめられた「新座市『地域障害者雇用推進総合モデル事業』報告書」では①障害者だけに適応を求める職業リハビリテーションの発想を変えること ②市町村を中心とした就労援助活動の必要 ③実際の職場での職業準備訓練の必要 ④市役所等公共施設が民間に率先して職場実習の場を提供する必要 ⑤福祉と労働の谷間を埋める具体的な事業の必要 ⑥障害者の社会参加・まちづくりという発想をはずさないことが提言されるが、どう受け止めているか。</p> | <p>今現在、市役所等公共施設を使用した実習は行っておりますが、一般の職場では実習としてなかなか受けていただけない状況であるため、引き続き検討してまいりたいと考えています。</p> |
| 6  | 第1節 4 | 14  | <p><b>就労支援センター事業の充実</b><br/>           障がい者就労支援センター設立時はなかった地域型の就労移行支援施設や障害者就業・生活支援センターが活躍している現在、障がい者の社会参加を目的とした広く「職場参加」を目的とした事業として見直すべきです。</p>  | <p>本項目につきましては、引き続き検討してまいりたいと考えています。</p>  |
| 7  | 第1節 4 | 14  | <p><b>就労支援センター事業の充実</b><br/>           当初様々な障がい者が「職場参加」として体験できていた市役所各課での庁内実習は、障がい者自身にとっての数少ない職場体験の場であると同時に、一緒に働く職員にとっても、障がい者を知る貴重な研修の場でもありました。原点に戻ってほしい。</p>  | <p>今現在、市役所等公共施設を使用して実習を行っております。市役所各課での庁内実習については、個人情報の問題もあるため、引き続き検討してまいりたいと考えています。</p>     |

## 第6期新座市障がい福祉計画及び第2期新座市障がい児福祉計画に対する意見

| 番号 | 項目              | ページ | 意見の要旨  | 意見に対する考え方（事務局案）   |
|----|-----------------|-----|--|---|
| 8  | 第1節 4           | 14  | <p><b>就労支援センター事業の充実</b><br/>                     職場実習や就労において、登録者が増えれば、限られた職員だけでは対応できなくなり、結果として重度障がい者が排除されることになってしまいます。広く市民に協力を呼び掛け、ジョブサポーターを養成し、介助付き就労の在り方を研究してください。市民の退職後のボランティア、活躍の場として、自らの仕事経験を活かし、障がい者の心強い協力者を拡大するための意義のある事業です。</p>  | 本項目につきましては、引き続き検討してまいりたいと考えています。  |
| 9  | 第1節 4           | 14  | <p><b>就労支援センター事業の充実</b><br/>                     障がい者支援施設が再編され、一般就労、就労移行支援施設、就労継続支援A型、就労継続支援B型、生活介護と障がいの程度によって、学校卒業後の進路が細かく振り分けられてしまいました。どんな重度の障がいがあっても、作業所に通いながら週1回2時間程度の職場参加をめざそうと話合っていた趣旨を再度見直して欲しい。</p>  | 本項目につきましては、引き続き検討してまいりたいと考えています。  |
| 10 | 第2章 第2節 1-(2)-② | 26  | <p><b>自立訓練（機能訓練）</b><br/>                     計画案では、「自立訓練（機能訓練）の【利用者像】を「施設入所・病院を退所・退院し、地域生活への移行等を図る上で、身体機能の維持・回復等の支援や身体的リハビリテーションの継続が必要な身体障がい者又は難病患者」と記していますが、自立訓練（機能訓練）の対象に、身体障害のない高次脳機能障害者に即した訓練も実施していくことを記してください。<br/>                     あわせて、利用者数推計値も、身体障害のない高次脳機能障害も含んだ数字にしてください。</p> | <p>自立訓練（機能訓練）の利用者像につきまして、「身体障がい者又は難病患者」を「障がい者」に改めます。<br/>                     また、自立訓練（生活介護）の利用者像につきましては、「知的障がい者・精神障がい者」を「障がい者」に改めます。<br/>                     本計画上における「障がい者」の定義は、原則18歳以上の「身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がい及び高次脳機能障がいを含む。）その他の心身の機能の障がいがある人としています。<br/>                     そのため、本項目の「障がい者」は高次脳機能障がい者を含むものと考えますので、特定の障がい名の記載はしないものとします。</p> |

## 第6期新座市障がい福祉計画及び第2期新座市障がい児福祉計画に対する意見

| 番号 | 項目        | ページ | 意見の要旨   | 意見に対する考え方（事務局案）  |
|----|-----------|-----|---|--|
| 11 | 第2節 2-(3) | 43  | <p><b>計画相談支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画相談支援が実施されて以来、ケースワーカーの役割が変質してきている。相談支援専門員に丸投げし、事業者の指導・監督のような立場になっているのではないかと。障がい当事者に寄り添い、専門員と協力して支援する原点に戻ってほしい。また、相談支援専門員は市役所の下請け機関ではないので、あくまで当事者の意思を尊重した支援に力を注いでほしい。</li> <li>・計画相談支援は単に福祉サービスの利用計画を立てるだけでなく、大切なはその人らしい生活のための支援であり、それができるゆとりのある仕事として確立すべきである。制度に合わせる生活を強いるのではなく、その人らしい生活のために制度を利用するという原点に立ってほしい。</li> </ul> | <p>計画相談支援は、サービス等利用計画についての相談及び作成等の支援が必要な場合に、障がい者の自立した生活を支え、障がい者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するものです。</p> <p>計画相談支援については、引き続き、ケースワーカーと相談支援専門員が協力して支援を続けてまいります。</p> <p>本項目は素案のままとします。</p> |

## 第6期新座市障がい福祉計画及び第2期新座市障がい児福祉計画に対する意見

| 番号 | 項目              | ページ | 意見の要旨  | 意見に対する考え方（事務局案）   |
|----|-----------------|-----|--|---|
| 12 | 第2章 第2節 1-(4)-① | 43  | <p><b>計画相談支援</b><br/>           障がい福祉サービスを利用する方全てに、生活状況に応じた適切なサービス等利用計画を作成できるよう、計画相談支援事業所を増やすことを明確な目標にすべきではないか。<br/>           また、障がい者が高齢になっても、同一の事業所でサービスを受けられるように、障がい福祉の相談支援専門員と介護保険のケアマネジャーとの連携を強化することを盛り込むべきではないか。</p> | <p>相談支援専門員の不足につきましては、市としても課題と捉えており、新規で通所事業所等を開設したいとの御相談を受けた場合には、同時に相談支援事業所も併設していただけるようお願いしているところです。<br/>           本項目においては素案のままとします。</p> |

## 第6期新座市障がい福祉計画及び第2期新座市障がい児福祉計画に対する意見

| 番号 | 項目                       | ページ | 意見の要旨  | 意見に対する考え方（事務局案）   |
|----|--------------------------|-----|--|---|
| 13 | 第2章 第1節 8<br>第2節 2-(3)-① | 19  | <p><b>相談支援体制の充実・強化等<br/>障がい者相談支援事業</b></p> <p>・上位計画である地域福祉計画では、専門的かつ総合的な相談支援体制の強化が謳われ、各地域福祉圏域における高齢者相談センターや地域子育て支援センターが位置付けられています。障がい分野では障がい者相談支援事業が各圏域を意識した設置とし、地域共生社会の一翼を担えるようにするべきではないか。国は社会福祉法を改正し、来年度より高齢者、障がい児者、子育て支援、生活困窮者等のバラバラの相談支援システムを一体化し、新たな機能（参加支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援、多機能協働）を追加した重層的支援体制整備事業を実施することになっています。これらの動きを意識すれば、地域性を意識した相談支援体制を目指すことは絶対に必要。</p> <p>・相談支援の充実のために、基幹相談支援センター、相談支援事業実施個所を増やす具体的な計画を立てるべきではないか。また、職員の増員のための支援が必要である。</p> | <p>相談支援体制の充実を図ります。</p> <p>また、基幹相談支援センターの設置数等についても引き続き検討してまいりたいと考えていますので、本項目は素案のままとします。</p>  |
| 14 | 第2章 第2節 2-(3)-①          | 68  | <p><b>障がい者相談支援事業</b></p> <p>障がい者福祉課で行う相談事業を各センターで行う相談事業は同じなのか、違うのかわからない。「情報の提供や助言」というが、障がい福祉サービスに関する情報であれば、障がい者福祉課が一番詳しいが、地域での活躍できる場や協力者に関する情報は、地域を基盤としたセンターでなければ提供できない。また、障がいについての相談は、単に制度の情報だけでなく、制度をどう使うか、当事者目線による知識や知恵、経験談が有効であることは多く指摘されている。</p>  | <p>基幹相談支援センターは、計画相談支援や一般的な相談支援と異なり、地域における障がいに関する相談支援の中核的な役割を担う機関として位置付けることを考えております。基幹相談支援センターでは、専門スタッフが、障がいのある方等からの一般的な相談支援に対応するほか、関係機関からの相談にも総合的に対応することが可能となります。</p> <p>頂いた意見は今後の支援の参考にさせていただきます。</p> <p>本項目につきましては、素案のままとします。</p> |

## 第6期新座市障がい福祉計画及び第2期新座市障がい児福祉計画に対する意見

| 番号 | 項目              | ページ | 意見の要旨  | 意見に対する考え方（事務局案）   |
|----|-----------------|-----|--|---|
| 15 | 第2章 第2節 1-(5)   | 46  | <p><b>障がい児支援</b><br/>                     高次脳機能障害児への支援について、新座市としてどのように体制を組み、支援をしていくのか、計画に記してください。<br/>                     そして、「行政福祉報告例」「第21の3市町村における相談支援」で毎年、新座市が埼玉県に報告している高次脳機能障害児の相談人数を数値指標に位置づけ、高次脳機能障害児支援の評価をしていってください。</p> | <p>本項目につきましては、全ての障がい児を念頭に置いた基本的視点を記載したものであり、また、障がい児福祉計画については、サービス提供に係る質量の目標を定める性質のものであることから、特定の障がい児への支援策や数値指標を改めて記載することは考えていませんので、素案のままとします。</p>  |
| 16 | 第2章 第2節 1-(5)-① | 47  | <p><b>児童発達支援及び医療型児童発達支援</b><br/>                     利用の希望があった場合は、サービスを提供する医療機関の情報提供を行い、必要な療育を受けられるよう支援すべきである。計画値の利用者数をゼロではなく一人とすべきではないか。</p>  | <p>利用者数の計画値につきましては、利用希望者数の把握が困難であることや、受入可能な事業所も十分に把握できていないことから、本項目は素案のままとします。<br/>                     ただし、利用希望者の把握に努める旨につきましては、素案に追記します。<br/>                     また、医療型児童発達支援の利用希望があった場合には、必要な支援を受けられるように支援してまいります。</p> |
| 17 | 第2章 第2節 1-(5)-⑤ | 52  | <p><b>障がい児相談支援</b><br/>                     ・新座市児童発達支援センターでの指定特定相談支援事業については、早期の実施に向けての検討をお願いしたい。<br/>                     ・児童発達支援センターにおける指定特定相談支援事業の開始のための課題をもっと明確にして、実施の目標年度も決めるべきである。当事者、家族、関係機関からも早期の開始を切望されている。</p>          | <p>現在検討を進めているところです。引き続き、体制、実施場所及び開始年度等について調査研究を進めてまいります。</p>  |

## 第6期新座市障がい福祉計画及び第2期新座市障がい児福祉計画に対する意見

| 番号 | 項目          | ページ | 意見の要旨   | 意見に対する考え方（事務局案）                              |
|----|-------------|-----|---|--|
| 18 | 第2節 1-(5)-⑦ | 55  | <p>保育園や幼稚園、認定子ども園、放課後児童保育室での障がい児受入れ体制整備の項目について</p> <p>共に暮らすための新座市の障がい者基本条例には「障がいのある人もない人も分け隔てられることなく互いに人格と個性を尊重し合いながら共に暮らすことができる地域社会の実現」が規定されていますが、その出発点とも言える共に育つための保育環境及び教育環境整備の計画が無かったことが大きな問題です。今回初めて「障がい児福祉計画素案」に数値目標も含めた計画が位置付けられたことは大きな前進ですが、その中軸は幼稚園、保育園等への「共に育つ」ための具体的な支援であるべきです。保護者の負担による「保育所等訪問支援」はあくまで補足的な支援としてとらえるべきです。</p> | <p>頂いた御意見につきましては、計画を推進する上での参考とさせていただきます。</p> |



## 第6期新座市障がい福祉計画及び第2期新座市障がい児福祉計画に対する意見

| 番号 | 項目  | ページ            | 意見の要旨   | 意見に対する考え方（事務局案）  |
|----|---|----------------|---|--|
| 19 | 第2章 第2節 1-(6)-①<br>第2章 第2節 1-(6)-②<br>第2章 第2節 1-(6)-③ | 56<br>57<br>58 | <p>ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム、ペアレントメンターの養成、ピアサポートの活動への参加促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年度からの実施となっているが、1年でも早く、1か所でもいいので前倒しでの実施をお願いしたい。</li> <li>・計画値に実施時期を明記すべきである。</li> </ul> | 御指摘のとおり、可能な限り早期の実施を目指し検討を進めてまいります。新規事業であるため相応の準備期間を要することを考慮し、本項目の計画値につきましては、素案のままとさせていただきます。 |
| 20 | 第2章 第2節 1-(7)-①                                       | 59             | <p>精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築</p> <p>「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」という表記を「精神障がい（発達障がい及び高次脳機能障がいを含む。）にも対応した地域包括ケアシステムの構築」に直してください。</p>  | 本計画につきましては、精神障がい発達障がい及び高次脳機能障がいを含むと定義しているため、本項目は素案のままとします。                                   |
| 21 | 第2章 第2節 2-(2)   | 67             | <p>自発的活動支援事業</p> <p>アンケート調査でも、障がいのある方が利用できる情報を得られにくいという声が多数ある。制度の内容や地域資源の内容を理解し活用できるよう、障がい福祉マップを作成するなど、情報を周知するための工夫を図ることを計画に盛り込むべきではないか。</p>  | 自発的活動支援事業は、障がい者及び障がい児やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援事業であるため、素案のままとします。福祉マップにつきましては、引き続き検討してまいります。 |
| 22 | 第2章 第2節 2-(4)   | 72             | <p>成年後見制度法人後見支援事業について</p> <p>実績値の欄は、検討ではなく「0」と表記すべきではないか。</p>   | 御指摘いただいた実績値につきましては、「未実施」に改めます。   |

## 第6期新座市障がい福祉計画及び第2期新座市障がい児福祉計画に対する意見

| 番号 | 項目             | ページ | 意見の要旨  | 意見に対する考え方（事務局案）   |
|----|----------------|-----|--|---|
| 23 | 第2章 第2節 2-(6)  | 73  | <b>意思疎通支援事業</b><br>ALSの方や高次脳機能障害者の方など、点訳、代筆、代読、音声訳等、その方の障害の特性に応じた意思疎通支援方法や人材の育成について検討していく、といったことを計画に記してください。 | 専門性の高い意思疎通支援につきましては、事業を実施している埼玉県との連携を図ってまいります。<br>本市といたしましては、引き続き意思疎通支援の在り方について研究してまいりますので、本項目は素案のままとします。               |
| 24 | 第2章 第2節 2-(7)  | 74  | <b>日常生活用具給付等事業</b><br>高次脳機能障害者を対象に、情報・意思疎通支援用具の「携帯用会話補助装置」の支給を検討していく旨、計画に記してください。                            | 日常生活用具の支給対象者につきましては、全ての障がい者を念頭に置き、随時検討を進めております。<br>しかしながら、本項目において、特定の障がいへの支援策及びその検討内容について改めて記載することは考えていませんので、素案のままとします。 |
| 25 | 第2章 第2節 2-(10) | 78  | <b>地域活動支援センター機能強化事業</b><br>地域活動支援センターの機能を強化するとあるが、その内容が書かれていない。職員の増員、専門職の配置などで定員の増員も目指すべきではないか。              | 機能の強化につきましては、I型、II型及びIII型の類型があり、その内容を記載しているため、素案のままとします。<br>また、定員の増員につきましては、頂いた御意見を参考に計画を推進する上で検討してまいりますので、素案のままとします。   |
| 26 | 第2章 第2節 2-(11) | 80  | <b>その他事業</b><br>徘徊の恐れのある障害者（高次脳機能障害者を含む）を対象に、「見守りステッカー配布事業」のための事業の導入を検討していくことを計画に記してください。                    | 障がい福祉計画につきましては、国の指針に基づいて作成しているため、個別の新規事業について掲載していません。<br>頂いた御意見につきましては、参考にさせていただきます。                                    |

## 第6期新座市障がい福祉計画及び第2期新座市障がい児福祉計画に対する意見

| 番号 | 項目                      | ページ | 意見の要旨   | 意見に対する考え方（事務局案）  |
|----|-------------------------|-----|---|--|
| 27 | 該当項目なし                  | -   | 自動車運転免許取得、改造費助成事業について記載がない。継続すべき事業である。必要としている人がいる。  | 財政非常事態宣言を受け、廃止の方針であるため、素案に記載していません。  |
| 28 | 共に暮らすための<br>新座市障がい者基本条例 | -   | <p>第3条(1)で「権利が保障されること」とあるが、どう保障されているのか。</p> <p>同じく(2)で「全て障がい者は、その意思に基づき」とあるが、公的サポートが充実しない限り、それは無理だと思う。そのサポートを今回カットしていくのではこの条例と反するのではないか。</p> <p>同じく(3)で「全て障がい者は…その他の意思疎通の為の手段としての選択の機会が確保されるとともに…」とある。そういう意味では通常のサインの代わりに点字でのサインも認められるべきだと思う。</p> <p>第8条で「市及び事業者は…環境の整備を推進するとともに…」とあるが、環境の整備は点字ブロック（音声も含む）の整備や音声付横断歩道の整備など進んでいないように思う。</p> <p>(1)で「障がいのある児童及び生徒と障がいのない児童及び生徒が、共に育ち、及び学ぶことのできる保育環境及び教育環境」とあり、とても素晴らしい文言だと思うが、実際にはどうか。インクルーシブ教育はどう変化してきたのか。</p> | 障がい福祉計画につきましては、サービス提供に係る質量の目標を定める性質のものです。<br>頂いた御意見につきましては、計画を推進する上での参考とさせていただきます。 |

## 第6期新座市障がい福祉計画及び第2期新座市障がい児福祉計画に対する意見

| 番号 | 項目   | ページ   | 意見の要旨   | 意見に対する考え方（事務局案）  |
|----|--|---|---|--|
| 29 | <p style="text-align: center;">第2章 第1節 8<br/>第2章 第2節 1-(4)-①<br/>第2章 第2節 2-(3)-①</p> | <p style="text-align: center;">19<br/>43<br/>68</p> | <p><b>相談支援体制の充実・強化等</b><br/> <b>計画相談支援</b><br/> <b>障がい者相談支援事業</b><br/>           脳卒中の後遺症で高次脳機能障害となった場合、40歳から64歳の方は、多くの場合、介護保険サービスの利用が優先されます。その方々が、介護保険サービスだけでなく、併用できる障害福祉サービスにつながる仕組み、体制が必要です。新座市のこの計画で、介護保険サービスの利用が優先される第2号保険者の方がいることを念頭に置いて、例えば以下のような形で、実施していくことを計画に記してください。</p> <p>若年性認知症や脳卒中後遺症で高次脳機能障害などにより介護保険サービスの利用が優先となった第2号被保険者への対応なども想定して、新座市内の方の支援に携わる介護保険関係者や、埼玉県総合リハビリテーションセンター内に設置されている高次脳機能障害者支援センターとも連携しながら、高次脳機能障害者への相談支援体制の充実・強化を図ります。そのうえで、新座市において、「福祉行政報告例」 「第21の3市町村における相談支援」の高次脳機能障害者の相談人数（実数）を数値指標にして、高次脳機能障害児者への相談体制の評価をしながら、相談支援体制の整備をしていく旨を計画に記してください。</p> | <p>障がい福祉計画につきましては、サービス提供に係る質量の目標を定める性質のものであることから、特定の障がいへの支援策を改めて記載することは考えていないため、素案のままとします。</p> <p>また、相談支援事業につきましては、関係機関との連携の重要性を認識しているところですので、頂いた御意見を参考にさせていただきます。</p> |